

Teach For Japan役員報酬規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人Teach For Japan（以下「団体」という）の理事及び監事（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令又は定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員の報酬は月額報酬及び役員退職慰労金により構成する。
2. 月額報酬は、役員報酬のみとし、各種手当等その他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、使用人としての給与を別途支給する。
3. 団体は、役員に対して報酬を一切支給しないものとする事ができる。

第3条（決定方法）

1. 月額報酬は、役員各人別の報酬額を理事会の決議により決定する。
2. 役員退職慰労金を支給する場合、その決定方法は前項と同様とする。

第4条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第5条（長期欠勤者の報酬）

病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

第6条（報酬の改定）

1. 各役員の業績を評価して、月額報酬の改定を行うことがある。
2. 前項の改定は、理事会の決議によっておこなう。

第7条（計算期間及び支給日）

1. 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。
2. 役員への月額報酬の支給日は毎月当月末日とする。

第8条（控除金）

団体は、役員に支給する報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料及び団体による立替金等を控除することができる。

第9条（臨時緊急措置）

団体業績が著しく低迷した場合又は役員が社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額、不支給等の措置を取ることがある。

（附則）

第1条

この規程は平成22年11月7日より施行する。

第2条

1. 本則第3条第1項の月額報酬額は、毎月1万円とする。
2. 前項に規定する月額報酬を、代表理事に支給するものとする。